

施工計画・報告書関係一覧 (東京都) 工事着手前・杭工事完了時

1. 下記の工程、検査内容に従い、必要書類を提出してください。(正・副)
2. 様式は弊社ホームページからダウンロードできます。

工事着手前

建物の構造		対象・規模等	必要書類	No.	提出書類	提出時期	提出先
すべての建物		すべて		着工-01	工事監理者届(確認時未定だった場合)	工事着手 14日前迄	SBI AQ
				着工-02	工事施工者届(確認時未定だった場合)		
				検査-16	地耐力調査結果報告書(任意書式でも可) ※確認時に未提出の場合が対象	(注 3)	工事着手 前迄
東京都建築基準法施行細則様式	地上 3 階以上 かつ 500 m ² を超える	鉄筋コンクリート造 (プレキャストコンクリート造を含む)		検査-01	建築工事施工計画報告書	(注 1,2)	工事着手 7 日前迄
				検査-02	鉄筋工事及びコンクリート施工計画報告書		
				検査-03	鉄骨工事施工計画報告書		
		鉄骨造との 混構造の場合		検査-01	建築工事施工計画報告書		
				検査-03	鉄骨工事施工計画報告書		
		鉄骨造		検査-01	建築工事施工計画報告書		
				検査-03	鉄骨工事施工計画報告書		
		鉄骨鉄筋コンクリート造 (プレキャストコンクリート造を含む)		検査-01	建築工事施工計画報告書		
				検査-02	鉄筋工事及びコンクリート施工計画報告書		
				検査-03	鉄骨工事施工計画報告書		
品質管理報告書、工事現場溶接工事作業計画書等が必要となる場合があります。 詳しくは提出先の特定行政庁でご確認ください。							

★ …上記、提出先にて◆印となっている書類は、建設地により提出先が異なるため、下の表にて確認してください。

建築確認をSBIAQで受けている場合の施工計画書の提出先 その1			
建設地	その他の条件	提出先	あて先
東京23区内	延べ面積10,000㎡以下 (港区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区は次ページを参照) ※ 同一敷地内に10,000㎡超の建築物がある場合の提出先及びあて先は、各区の建築指導課等にご確認ください。	各区の建築指導課等	各区長
	延べ面積10,000㎡超	東京都都市整備局 市街地建築部建築指導課	東京都知事
多摩地域 (八王子市、町田市、府中市、調布市、武蔵野市、三鷹市、日野市、立川市、国分寺市、西東京市、小平市以外)	総合設計等の許可が必要	東京都多摩建築指導事務所 (立川、小平、青梅各合同庁舎)	各建築指導事務所長
	総合設計等の許可が不要	各市の建築指導課等	各市長
多摩地域 八王子市、町田市、府中市、調布市、武蔵野市、三鷹市、日野市、立川市、西東京市、小平市			
原則【正・副】2部を上記提出先に提出してください。(提出部数は各特定行政庁にご確認下さい) ① 弊社 HP からのダウンロードは東京都様式となります。 (各特定行政庁が様式及び添付書類を指定している場合がありますので、各行政庁にお問合せください) ② 特定行政庁の審査終了後の副本は、中間検査当日、現地にご用意ください。			

建築確認を SBIAQ で受けている場合の施工計画書の提出先 その2				
建設地		条件	提出先	あて先
	港区 【正・副】2部	敷地内の 全ての建築物が 延べ床 10,000 ㎡以下	(提出は任意) SBIAQ	(提出は任意) SBIAQ
	品川区 目黒区 大田区 【正・副】2部 世田谷区 渋谷区		SBIAQ	SBIAQ
	国分寺市 【正・副】2部		SBIAQ	SBIAQ

杭工事完了時

建物の構造	対象・規模等	必要書類	No.	提出書類	提出時期
すべての建物	すべて		検査-15	杭工事施工結果報告書 ※杭工事がある場合が対象 (注 4)	杭工事完了時

注1: 木造以外の建築物で、地階を除く3以上の階数を有し、かつ、延べ床面積が500m²を超える建築物は必須。
必ず着手前に提出してください。

注2: 記入要領は「**建築工事施工計画等の報告と建築材料試験の実務手引**」(監修:東京都防災・建築まちづくりセンター)を参照してください。

注3: 確認時に近隣データを使用して地耐力を想定している場合等、調査結果が確認時のデータと異なった場合は**計画変更確認申請が必要になります**ので事前に手続きをしてください。

注4: 杭芯測定図は必ず添付してください。位置の変更があった場合で、施行規則3条の2に規定する軽微な変更該当する場合は「**軽微な変更説明書**」を添付してください。軽微な変更該当しない場合で、確認申請時に「**あらかじめ検討**」をしていない場合、または「**あらかじめ検討**」の範囲を超える移動量が発生した場合は、**計画変更申請の対象**となります。